

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	地方税等の収納方法に関する規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	地方税等の収納については、地方自治法施行令等により、その収納方法が限定列挙されており、少額の行政手数料の納付は、現金、証紙による方法に限定されている。近年、非接触ICカード（Suica、PASMO等）などRFIDの技術を活用した優れた方法が急速に普及しつつあるが、上記の規制があるため、地方公共団体では、こうした技術を活用した収納方法を採用することができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第20条の6（第三者の納付）</li> <li>・地方自治法第231条の2（証紙による収入の方法等）</li> <li>・地方自治法施行令第155条（口座振替納付）</li> <li>・地方自治法施行令第156条、第157条（証券による納付）</li> <li>・地方自治法施行令第157条の2（指定代理納付者による納付）</li> <li>・地方自治法施行令第158条、158条の2（私人への委託）</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	総務省では、RFIDの技術を利用した収納方法が現行の地方自治法および同法施行令に規定する収納方法に該当するか否かについて、収納時期、収納権限の付与等、個別の決済スキームごとに判断する必要があるとしている。このため、技術革新が進み収納をめぐる環境の変化に対応できるよう法令により収納方法を限定列挙する制度を見直し、地方公共団体が取り扱える収納方法の条件を明示する等により、一定の範囲で地方公共団体が自主的な判断で収納方法を採用できる措置を検討する。